

広島県告示第九百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河本内科クリニック	庄原市板橋町一六四番地四	平成二十二年一月一日
あおぞら薬局広公園店	呉市広大新開一丁目一番三四号	平成二十二年二月一日